

令和7年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和7年6月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和7年6月6日	9時30分	議長	末次	明
及び宣告	散会	令和7年6月6日	11時16分	議長	末次	明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	栗 野 久 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	重 松 一 徳	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	末 次 明	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		8番	大久保 由美子		9番	栗 野 久 明
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こども課長	山 本 賢 子	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長	大 石 顕	
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長	佐 藤 定 行	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長	井 上 克 哉	
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長	山 田 恵	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教育学習課長	井 上 信 治	
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
	プラチナ社会政策課長		松 田 美 紀	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | 一般行政報告 |
| 日程第6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第7 議案第28号 | 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について |
| 日程第8 議案第29号 | 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 議案第30号 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第31号 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 同意第2号 | 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第12 議案第32号 | 基山町立小中学校指導者用端末の取得について |
| 日程第13 議案第33号 | 令和7年度基山町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 議案第34号 | 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 議案第35号 | 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 報告第2号 | 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第17 報告第3号 | 基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第18 報告第4号 | 基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第19 報告第5号 | 基山町土地開発公社の事業報告について |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和 7 年第 2 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（末次 明君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、大久保由美子議員と栗野久明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（末次 明君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から13日までの 8 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（末次 明君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

令和 7 年第 2 回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和 7 年 3 月 27 日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、天本議員、佐々木議員が出席しました。

次に、令和 7 年 4 月 17 日に三養基郡町村議会議長会総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年5月23日に佐賀県町村議会議長会臨時総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和7年5月27日に全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、議長、栗野副議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（末次 明君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1、調査事項及び調査期日。

(1)防災について、令和7年5月20日火曜日に概要説明及び現地視察を行いました。

2、調査結果。

「災害救助法」では、応急期の被災者の支援に関し、避難所の設置や炊き出し、その他による食品及び飲料水の供給等を行うように定められています。また、この法律に基づき、各自治体で災害に備えた避難所の設置計画が立てられ、公的施設が割り当てられています。さらに、平成26年4月1日からは市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が施行されました。

近年、全国的な異常気象や地震等の災害により避難が長期化し、避難場所でのプライバシー保護や安全面の対策、ストレスによる健康障がいなどの問題・課題が生じています。

当委員会では、大雨による災害が発生しやすい梅雨季・台風季の前に十分な対策が図られるよう、これまでの災害対応状況の確認と備蓄品保管倉庫（防災倉庫）の視察を行いました。

本町の指定避難所及び備蓄品保管倉庫の設置数と備蓄品の管理についてただしたところ、指定避難所及び指定緊急避難所は町民会館外10か所あり、そのうち保健センター外3か所が福祉避難所に指定されています。備蓄品保管倉庫は役場4階の2か所と町民会館北東にある

防災倉庫1か所である。また、備蓄品のうち、食料品や飲料水は避難所で大量に使用した後、定められた数量を下回らないように適宜補充を行っているとの説明を受けました。

過去10年間の避難所の開設状況等についてただしたところ、期日別に気象庁の警報等の種類、災害対策連絡室や災害対策本部の設置状況、避難者数、非常食や毛布等の備蓄品の使用状況など説明を受けました。警報などによる災害対策連絡室の設置は合計47回、そのうち避難情報発令による避難所の設置は11回です。特に土砂災害で避難者が多かったのは、丸林地区などが被災した平成30年7月6日の327人、過去最強クラスの台風とうたわれた台風10号が長崎西方沖を北上した令和2年9月6日の415人、気象庁が沖縄県以外で初めて台風を要因とする特別警報を発表し、本町付近を通過することが予測された台風14号北上時の令和4年9月18日の236人などが挙げられます。

指定避難所の最大収容人数と避難所の職員対応についてただしたところ、床面積に基づく計算で1人当たり2平米の場合、最大4,383人、感染症対策等を十分に考慮し、避難所生活でのストレスをできる限り除くため、プライバシー保護の観点から3平米で算出した場合、2,922人が収容可能であります。また、職員の対応について、基本的な対応策は既に避難計画に盛り込んでいるが、災害対策連絡室を設置した際に必要な人員への伝達はSNSなどを活用している。地震発生の際は、震度4以上であれば町長以下幹部職員は集結することになっているとの説明を受けました。

当委員会では、災害時は職員の交代による昼夜を問わない対応が不可欠であるため、災害時の不測の事態を極力避け、職員が円滑に対応できるように下記の6項目について提案しました。

(1) 避難者の受入れに関し、過去の地震などの災害から勘案し、想定される最大数を試算しておくこと。

(2) 高齢者、傷病者、障がい者などの避難誘導に関しては、各自主防災組織や民生委員等との協力の上、シミュレーション等を行い、安全な避難誘導に努めること。

(3) 食事と併せ、排せつへの対応は非常に重要な項目である。令和7年第2回臨時会で簡易トイレ等の追加購入が決定しましたが、万が一、避難所に接続する下水道の被災により水洗トイレが使用できなくなった場合、既存の簡易トイレと合わせても相当数が不足するものと思われます。強化段ボール製の安価な簡易トイレ等も含め、早急に検討し備蓄数を増やすこと。

(4)災害に関する応援協定については、ホームセンターや飲料メーカーなど、既に多くの民間企業と締結しているが、今後も地元のスーパーやコンビニエンスストアなど、可能な限り最大限の拡充に努めること。

(5)自主防災組織については、全ての行政区（自治会）が結成していますが、防災倉庫・防災備品については全17行政区の約半数しか保有していません。地域格差が生じないよう行政支援を検討し、区長会と協議した上で早期の解決に努めること。

(6)町備蓄品保管倉庫内の各保管場所に備蓄品目が掲示されていません。災害発生時には避難者によるボランティアが結成される場合も多い。また、町外からの救援部隊やボランティア団体などの来町と併せ、物資提供のスムーズな協力が可能となるよう、備蓄品の各項目を掲示し明瞭にすること。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（末次 明君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本勉厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

1、調査事項並びに調査期日。

(1)交通安全・防犯対策について、令和7年5月20日火曜日、概要及び現地視察。

2、調査結果。

町では交通安全対策の事業として、基山町高齢者運転免許証自主返納事業や交通安全施設の整備、啓発活動を行っている。

高齢者運転免許証自主返納事業は令和2年4月7日から開始し、65歳以上の免許証自主返納者は令和7年3月末まで458名となっている。免許証自主返納に当たっては、運転経歴証明書交付手数料の補助やタクシー利用助成券の交付、電動カート購入費の補助が受けられるほか、運転経歴証明書の提示によりコミュニティバスを無料で利用できるとの説明を受けました。

また、令和6年度の交通安全施設の整備状況としては、社会資本整備総合交付事業（防災・安全）として、ボラード（車止め）の設置などを5か所、交通安全施設工事として区画

線やカーブミラー、ガードパイプの設置や修繕などを31か所で実施したとの説明を受けました。

カラー舗装や区画線の劣化について、引き直しの判断基準はあるのかとただしたところ、定期的に通学路等の点検を行うとともに各区からの要望等を含め、劣化程度や危険性により判断し整備している。

そして、通学路点検で確認した交通安全施設の設置については、次年度の社会資本整備総合交付金事業を活用し整備しており、交付金の交付率は55%で、年間600万円から700万円の交付を受け、事業を実施しているとの説明を受けました。

当委員会としては、交通安全対策は人命に関わる重要な施策である。そのため、交付金や補助金の有無にかかわらず、ふるさと応援寄附基金等の活用も含め、早急に交通安全対策に取り組んでいくよう提案しました。

次に、令和6年11月から道路交通法が改正され、自転車運転時の罰則新設や自転車運転中の携帯電話利用の罰則が強化されているが、自転車の乗り方やマナーの啓発について町ではどのように考えているかただしたところ、今後、警察とも連携しながら、町でもマナーの啓発活動に取り組んでいきたい。その一環として、外国人に対する自転車運転のマナー啓発用のパンフレット作成を県にお願いしており、町内の企業に配布することで周知・向上を目指していきたいとの説明を受けました。

防犯対策については、防犯灯及び防犯カメラの設置や啓発活動を行っている。防犯カメラは町内に65か所、136台設置している。警察からの情報提供依頼は、令和5年度23件、令和6年度15件あっている。防犯カメラの設置については、現在、2区と6区から要望されているが、基山町は福岡県境に位置していることから、今後は各区からの要望も含め、県境付近への設置も検討していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、防犯カメラの設置については幹線道路沿いだけでなく、設置が少ない中山間地域の生活道路にも設置するとともに「防犯のまち基山」をPRし、防犯対策の強化に努めていくよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（末次 明君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和7年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、まず、第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について、次に、条例案件が「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」外2件、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、財産取得案件が「基山町立小中学校指導者用端末の取得について」、予算案件が「令和7年度基山町一般会計補正予算（第2号）」外2件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外3件をお願いいたしております。

それでは、早速ではございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月6日に基山町民会館大ホールで実施しました。本町消防団は町民の方々の御協力により、20人の退団者に対し8人の新入団員と1人の支援団員に入団していただきました。

次に、防犯パトロールについてでございます。

5月22日に雨季を前にした防犯パトロールを関係機関と実施しました。

土取り現場や危険箇所等についてそれぞれ専門的な意見を聞き、状況把握を行いました。今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、第6次基山町総合計画策定についてでございます。

町行政における総合的かつ計画的な運営の中心となる基山町総合計画の策定に当たり、3月24日に第6回基山町総合計画審議会を開催し、第6次基山町総合計画に対する答申を受けました。その後、4月14日と23日に庁議を開催し、第6次基山町総合計画（案）を決定しました。

次に、基山町総合教育会議についてでございます。

町長と教育委員会が意思疎通を図り、教育の課題や目指す姿を共有して効果的に教育行政を推進するために設置している総合教育会議を4月28日に開催し、基山町教育大綱第3期の

改訂などを行いました。

次に、物価高騰関連給付金についてでございます。

物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要となっている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円及び18歳未満の児童1人当たり2万円を給付する「物価高騰対策給付金」につきましては、5月末現在、1,211世帯に3,979万円の給付を行いました。

また、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、18歳以下の児童1人につき1万円を給付する「子育て世帯への緊急食料費支援給付金」につきましては、5月末現在、1,353世帯2,502人に2,502万円の給付を行いました。

次に、基山町まちづくり基金事業についてでございます。

本事業は、公共施設内に設置したまちづくり自動販売機からの寄附をまちづくり基金として積み立て、町内で活動するまちづくり団体が行う事業に対して補助金を交付するものです。

今年度は新規申請3件、継続申請2件、特例継続申請2件の合計7団体に総額110万円の補助金を交付し、協働のまちづくり活動を支援してまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、令和6年度は20件、今年度の申請件数は5月末で11件となっております。

「結婚新生活支援補助金」につきましては、令和6年度は7件となっております。

「移住支援金」につきましては、令和6年度は1件、「さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金」については、令和6年度3件となっております。

「移住体験住宅事業」につきましては、小倉と宮浦を合わせて令和6年度は25件、61の方が利用されました。今年度は5月末現在で6件、15人の利用がありました。

次に、都市計画に関する事業についてでございます。

西長野地区・長ノ原地区において、5月20日に佐賀県都市計画法施行条例第5条第1項第1号の規定に基づく区域指定の告示があり、本町初となる50戸連たん制度の運用ができることとなりました。

次に、地域公共交通に関する事業についてでございます。

5月23日に、令和6年度に実施したデマンド交通実証運行事業の結果報告会を午前・午後、計2回開催しました。

次に、「きやま門前市」と「JR九州ウォーキング」についてでございます。

大興善寺のツツジの見頃に合わせて、4月26日に基山町産業振興協議会主催による「第15回きやま門前市」が大興善寺大駐車場で開催され、町内外から42の事業者に出店をいただきました。今回も会場でのイベントとして、音楽演奏やダンス披露、トマトすくい等を開催し、約3,000人と多くの方に来場していただき、にぎわいました。

また、同日「JR九州ウォーキング」も開催され、912人の参加がありました。今回もJR基山駅から大興善寺を周遊するコースと、国の特別史跡「基肄城跡」を巡るコースで行われました。コースでは、随所で町内の事業者やボランティア団体などの皆さんに「おもてなし」の御協力をいただきました。当日は風が強めでしたが、天気にも恵まれ、門前市・ウォーキングとも来場者数は前年を上回りました。

次に、農林業に関する事業についてでございます。

令和6年度に「県営法人経営農地整備事業」として農地整備を実施した園部の「げんき農場」につきましては、現在、イチゴ栽培のためのビニールハウスを建設中で、今月中をめどにビニールハウスが完成、今年9月までに設備等の整備を終了し、イチゴの栽培を開始する予定でございます。

次に、生涯スポーツについてでございます。

5月18日に区対抗スポーツ大会を実施しました。今年度はソフトボールとミニバレーボール、ラージボール卓球の3競技を開催し、各競技で熱戦が繰り広げられました。

大会の結果は、ソフトボールではAパート11区、Bパート10区が優勝、ミニバレーボールではAパート6区、Bパート5区が優勝、ラージボール卓球ではAパート15区、Bパート14区が優勝しました。

次に、難聴者補聴器購入費助成事業についてでございます。

本年度から開始した事業で、聴力低下により日常生活に支障がある40歳以上の中等度難聴者に対し、補聴器の購入の一部を助成しております。5月末時点で申請に関する相談が44件、そのうち申請件数は10件となっております。

次に、町内保育所等の入所状況についてでございます。

保育所入所状況につきましては、5月末現在で基山保育園174人、たんぽぽこども園119人、基山バディ認定こども園125人、ちびはる認定こども園68人、小規模保育事業では、ちびはる保育園14人、ChibiharuZERO-TW013人、基山B-Baby保育園9人、ちびはる基山園プラス12

人となっています。待機児童につきましては、現在ございません。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

5月10日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催の自然体験活動が実施されました。今年はお中学生54人、役員8人等が参加し、吉野ヶ里町にあるアウトドアパーク「フォレストアドベンチャー」にて本格的なアスレチック体験を行いました。山の地形を生かした様々なアドベンチャーは初体験の子どもがほとんどでしたが、インストラクターや子どもクラブ役員が見守る中、全身の力を使って木の上のコースを前へ前へと進んでいました。各区子どもクラブの役員や保護者の皆様の協力を得て、学年や校区を越えて楽しく交流することができました。

次に、環境衛生事業についてでございます。

6月1日に県内一斉美化活動を町内の各区で取り組んでいただき、可燃物等約4.7トンが集まり、町内美化を進めていただきました。

次に、省エネエアコン購入補助についてでございます。

エネルギー価格等の物価高騰による家計負担を軽減し、地球温暖化対策及び高齢者世帯等の熱中症対策として、エアコンの買換えや購入に対し補助をしています。4月1日から4月25日までの募集を行い、132件の申請をいただきました。申請額が予定額に達していないため、随時募集を行っており、5月末現在で147件の申請を受け付けております。

次に、家庭用合併浄化槽の維持管理補助についてでございます。

公共下水道の供用区域外に設置された家庭用合併浄化槽の維持管理費用の一部に対し、家庭用合併浄化槽維持管理費補助金を交付しています。募集を4月1日から行い、5月末現在、180件の申請がありました。今後も合併浄化槽の適正管理について周知を図ってまいります。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

道工7補第1号牛会・八ツ並線道路改良工事（1工区）につきましては、令和7年5月23日から令和8年3月17日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が3,146万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

道工7補第2号牛会・八ツ並線道路改良工事（2工区）につきましては、令和7年5月23日から令和8年3月17日までの工期で、前田土木有限会社が4,488万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

道工7補第3号牛会・八ツ並線道路改良工事（橋梁部）につきましては、令和7年5月23日から令和8年2月27日までの工期で、有限会社林重機が2,632万3,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

道工7補第4号桜町・伊勢山線舗装補修工事につきましては、令和7年5月23日から令和7年9月30日までの工期で、天本土木有限会社が1,034万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

下工7補第1号宝満川処理区第1汚水幹線管路築造工事（2工区）につきましては、令和7年5月23日から令和7年9月30日までの工期で、鳥飼建設株式会社が6,743万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は4月1日に開館9周年を迎え、手をつなごう図書館の会の御協力で開催イベントを開催しました。読書の丘でのダンスパフォーマンスやミニコンサートなど、約200名の方にお楽しみいただきました。多目的室でのワークショップ、どんぐり工作には54人が参加いただきました。この日は1,000人を超える方々に御来館いただきました。

4月23日から5月12日の「こどもの読書週間」事業としては、4月26日に子どもの映写会、5月3日にスペシャルお話し会を開催したほか、司書が選んだ絵本3冊とプレゼントのクリアファイルを詰めたお楽しみ袋やおすすめ絵本の展示を行い、子どもの読書活動推進に努めました。

そのほか、4月23日、5月22日には大人のお楽しみ映写会、5月25日にはブックリサイクルも開催しました。

令和6年度の利用状況といたしましては、入館者数が16万4,798人で前年比103.2%の微増、貸出冊数が29万496冊の前年比99.8%で微減となっております。

次に、寄附の報告についてでございます。

鳥飼建設株式会社様より3月17日に交通安全看板10基、基山町に居住されていた個人様より4月8日に100万円の寄附がありましたので、受領いたしました。

また、佐賀東信用組合様より5月21日に1万円、「まち・ひと・しごと創生に関する連携

協定書」に基づき「子育てに係る事業」への寄附がありましたので、受領しました。

次に、企業版ふるさと納税の報告についてでございます。

令和6年度は、9社の企業より9件、380万円の寄附をいただきました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

5月末現在、3,377件、6,232万2,650円の寄附申込みをいただいております。昨年同時期と比較いたしますと、件数で59.0%の減、金額では51.1%の減となっております。

書いておりませんが、前からずっと説明している状況がいよいよ本格的に現れたということで、今まさに役場を挙げて対策的なことを考えているところでございます。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（末次 明君）

日程第6. 教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

学校行事につきましては、各小中学校ともに4月7日に1学期始業式を行いました。入学式は基山中学校で4月10日に、基山小学校、若基小学校では4月11日に行いました。

4月17日には、全国学力・学習状況調査が小学6年生及び中学3年生を対象に全国一斉に実施されました。同じ日に小学5年生と中学2年生を対象に佐賀県学習状況調査が県下一斉に実施されました。

4月21日からは各小中学校で担任と保護者との個人懇談を行いました。

5月9日には各小中学校で授業参観が実施され、たくさんの保護者の方々にそれぞれの学校に御来校いただき、子どもたちが教室で学習する様子を見ていただきました。

また、小学5年生、1泊2日の宿泊体験学習につきましては、基山小学校が6月4日から5日まで脊振少年自然の家で行いました。若基小学校は昨日から北山少年自然の家で実施しております。

中学校の体育大会は5月24日の土曜日に実施予定でしたが、雨天だったため、翌日の午後に延期して実施をしました。

次に、若基小学校の今年度の小規模特認校制度についてでございます。

3月27日に令和6年度第2回通学区域審議会を実施し、学校規模の適正化については引き続き小規模特認校制度を利用し、学校間で教育の格差がないようにするよう答申をいただきました。

今年度の特認校制度利用者数は、新1年生が13人、全校で44人となり、1年生から4年生までが複数学級となりました。今後さらに利用者が増えるように今年度も引き続き制度の周知に努めてまいります。

次に、文化財関係についてでございます。

文化財関係では、特別史跡基肄城跡の保存整備事業について文化庁と協議を進め、現状変更申請を5月に行い、山頂の整備など今年度取り組む基肄城跡の保存整備工事に向けた取組を開始しております。

また、町の文化遺産の伝承と周知の取組の一つとして、「文化遺産ガイドボランティア養成講座」の第1回を6月19日から開始予定です。今年度は基山町を通る江戸時代の長崎街道をテーマにし、その成果を文化遺産解説サイン整備などに生かせるよう取り組んでまいります。

また、5月16日に基山町民俗芸能保存会総会を開催し、今年度の事業計画や予算案等について協議を行いました。

最後に、寄附の報告についてでございます。

3月31日に基山町ゴルフ協会様より10万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～19 議案第28号～議案第31号、同意第2号、議案第32号～議案第35号、報告第2号～報告第5号

○議長（末次 明君）

日程第7. 議案第28号から日程第10. 議案第31号、日程第11. 同意第2号、日程第12. 議案第32号から日程第15. 議案第35号まで、日程第16. 報告第2号から日程第19. 報告第5号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和7年第2回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回、第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画1件、条例案件3件、人事案件1件、財産取得案件1件、予算案件3件、報告事項4件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第28号「第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について」でございます。

計画期間を令和8年度から令和17年度までとする第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するに当たり、「地方自治法」第96条第2項の規定による「基山町議会の議決すべき事件を定める条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第29号「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でございます。

「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）」の一部改正により、子の看護休暇の対象となる子の範囲・取得事由が拡大されたため、「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第30号「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の公布により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設について見直されたため、「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第31号「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の公布により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設について見直されたため、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第2号「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、引き続き「大串法光（おおぐしのみつ）」氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第32号「基山町立小中学校指導者用端末の取得について」でございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、令和7年5月15日指名競争入札に付した基山町立小中学校指導者用端末を取得するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第33号から議案第35号までは「令和7年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

議案第33号「令和7年度基山町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として9,694万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも92億9,058万4,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、基山町デマンド交通実証運行事業でございます。

地域公共交通体系の再構築に向けて、予約型乗合タクシーの実証試験を実施する基山町地域公共交通活性化協議会に対して、資金貸付けなどを行う事業費を追加するものでございます。補正額は1,560万6,000円でございます。

次に、定額減税補足給付金事業についてでございます。

令和6年度に実施されました定額減税において、定額減税し切れていない方を対象に不足分を給付する事業費を追加するものでございます。補正額は4,277万9,000円でございます。

次に、基山中学校のプール解体事業についてでございます。

基山中学校のプール解体工事に伴い、実施設計やアスベスト含有分析調査などに係る事業費を追加するものでございます。補正額は654万8,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきます。

議案第34号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として248万7,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億1,828万7,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、人事異動による職員人件費の減額でございます。

議案第35号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として204万6,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は29億6,843万5,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、人事異動による職員人件費の減額でございます。

最後に、報告事項についてでございます。今回4件でございます。

報告第2号が基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号が基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第4号が基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、報告第5号が基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第28号の詳細説明を求めます。亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

議案第28号 第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

本議案の提案理由でございます。

第5次基山町総合計画の計画期間が令和7年度で終了します。そのため、新たに計画期間を令和8年度から令和17年度までとする第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定

するに当たりまして、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を図る必要があるためでございます。

なお、本編は別冊として配付をさせていただいておりますが、本日の詳細説明におきましては、概要版を使って説明させていただきます。

議案資料1ページをお願いいたします。

基山町総合計画は、基山町まちづくり基本条例に基づき、町の最上位計画に位置づけられています。

そして、まちづくりの基本理念は、これまでの総合計画での基本理念を継承し、心豊かな人と人との関係づくり、自然と共生したまちの魅力づくり、みんなが進める協働のまちづくりの3つを掲げています。

計画の構成と計画期間でございます。

第6次基山町総合計画は、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とする基本構想、基本計画で構成し、これを具現化するために1年ごとに実施計画を策定します。

2ページをお願いいたします。

基山町の「^{いま}現在」を表す強みとして、自然環境や交通利便性、特別史跡基肆城跡や経験豊富なプラチナ世代など10項目と、プラスワンの強みとして、人の温かさを感じるまちを“kiyamaプライド”として掲載しております。

また、年齢層の状況に応じた人口対策に積極的に取り組み、人口構造の平準化を図ることと第6次基山町総合計画の計画期間最終年である令和17年、2035年における人口推計値が1万7,575人となることを踏まえまして、10年後に目指す町の人口として努力目標人口1万8,000人を掲げます。

3ページをお願いいたします。

10年後に実現したいまちの姿（将来像）として、「シン・アイが大きい基山町」～多世代共創による“ちょうどいい”まち基山～を掲げています。基山町の立地や暮らしから感じられる、“ちょうどいい”まちの雰囲気の中で、あらゆる世代が個々に輝き、交流する多世代共創により新たな価値を生み出していくという思いを込めています。

また、この将来像の実現に向けた4つのまちづくりの視点としまして、はぐくみ、やすらぎ、にぎわい、うるおいを掲げています。はぐくみは、人材育成など人に関すること、やすらぎは、安心・安全な生活など暮らしに関すること、にぎわいは、地域資源を生かすなど仕

事に関すること、うるおいは、自然と共生した生活基盤を整えるなど行政に関することとしております。

4ページをお願いいたします。

第6次基山町総合計画の10年間で集中的に取り組むべき重点プロジェクトについてでございます。

この背景として、本町の年齢別人口を国と比較した場合に、割合の高低が特徴として表れました。そこで、特に注目すべき年齢層と求められる取組を検証し、次のページにあります重点プロジェクトを設定しております。

5ページをお願いいたします。

将来像の実現のための4つの重点プロジェクトとして、プラチナ世代支援、子育て世代支援、移住定住支援、雇用マッチング支援に取り組めます。

また、4つの重点プロジェクトの実現を加速させるため、多世代共創、デジタル、ゼロカーボン、広域連携の4つの視点をそれぞれの施策と共に横断的に取り組むこととしております。

6ページをお願いいたします。

基本構想の実現のために、基本計画において各施策を掲げております。基本計画では、今後10年間を移住・定住施策による人口減少、少子高齢化社会の課題を解決するチャンスと捉え、基本構想に掲げる4つの重点プロジェクトを軸に各施策を展開します。また、多世代共創による“ちょうどいい”まちづくりを進めるため、4つのまちづくりの視点、はぐくみ、やすらぎ、にぎわい、うるおいごとに取り組むべき施策を掲載し、町民に自助や共助という取組を呼びかけておるところでございます。

まず、はぐくみでは「基山町を愛し夢を実現できる人を育てるまちづくり」として、子育て支援、学校教育、歴史、社会教育の4項目について掲載をしております。

7ページをお願いいたします。

やすらぎでは「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」として、健康・医療、プラチナ世代支援、障がい福祉、人権・男女共同参画・地域共生社会、防犯・防災・交通安全、協働の6項目について掲載をしております。

8ページをお願いいたします。

にぎわいでは「多様な地域資源を生かすまちづくり」として、農林業、商業、工業、観光

の4項目について掲げております。

9ページをお願いいたします。

うるおいでは「自然と共生した快適な生活基盤をととのえるまちづくり」として、土地利用、環境、情報発信・管理、まちの運営の4項目について掲げております。

10ページをお願いいたします。

総合計画では、施策の評価を定性的、定量的に図るため指標を設定しております。概要版では定性的な指標として、まちづくりの基本指標を掲載しております。まちづくりの基本指標では、町民満足度、住みよさ、定住意向の3指標により第5次計画策定時と現在、第6次総合計画の中間年の令和12年度、計画最終年度の令和17年度の数値を掲載しております。また、本編では各項目の施策ごとに1つずつ指標を設定し、現状値、5年後、10年後での施策の進捗状況を図るため、施策の成果指標を掲載しております。

このほか、本編では資料編として計画策定の経過や総合計画審議会委員の名簿、条例、諮問書や答申書を掲載し、最終ページには語句説明を掲載しているところでございます。

以上が第6次基山町総合計画基本構想及び基本計画の概要となります。本編は別冊にて配付をさせていただいておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

本計画を基に、10年後のまちの将来像「シン・アイが大きい基山町」の実現に向け、しっかりとまちづくりに取り組んでまいります。

よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第29号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

それでは、議案第29号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、人事院規則15-14の一部改正により、子の看護休暇の対象となる子の範囲・取得事由が拡大されたため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。

内容につきまして、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料12ページをお願いいたします。

第23条の2におきまして、「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、対象となる子の範囲を拡大しております。

また、改正後の4行目から6行目の下線を引いた部分を規定することにより、子の入園・卒園式、入学式への参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合にも取得できるように取得事由の拡大を図っております。

なお、議案資料の11ページに改正内容を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

最後に施行日でございますが、この条例は公布の日から施行する予定といたしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第30号及び議案第31号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設について見直しがありましたので、関連する所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案資料で説明させていただきます。

議案資料13ページをお願いいたします。

今回の改正の趣旨は、上位法である国の基準の一部改正に合わせて町条例の一部改正を行うものでございます。

次に、今回の改正に関連する条例第42条第1項の内容でございますが、特定地域型保育事業とは、基山町ではゼロ歳から2歳児までの子どもを保育している小規模保育事業所がこれに当たります。この特定地域型保育事業者は、その保育事業が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、保育内容支援や代替保育、卒園後の受皿確保について認定こども園、幼稚園、保育所のいずれかの連携施設を確保しなければならないと規定しています。このことを踏まえ、今回の主な改正内容を御説明させていただきます。

1つ目に、保育内容支援に係る連携施設の見直しでございます。

保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難である場合に、次の要件を全て満たすときは連携施設を確保しないことができるように改正が行われました。

具体的には、①で保育の適切な提供に必要な相談、助言、その他保育の内容に関する支援を連携、協力して行う保育内容支援連携協力者を確保すること、そして②では、保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割分担と責任が明確であること、最後に③では、保育内容支援連携協力者の本来の業務に支障がないようにすることとなっており、連携施設の確保が著しく困難でこの3つの要件を全て満たす場合には連携施設を確保しないことができることとされたものでございます。

次に、2つ目で代替保育に係る連携施設の見直しでございます。

職員の病気や休暇等により保育の提供ができない場合に、保育事業者に代わって保育を提供することを代替保育と言います。この代替保育のための連携協力を行う者の確保が著しく困難である場合には、連携協力者を確保しないことができるように改正されたところでございます。

今回の一部改正は、国の基準の一部改正に合わせて連携施設の確保が著しく困難である場合の見直しを行うものですが、本町の小規模保育事業者は全て連携施設を既に設定しておりますので、一部改正に伴う影響はございません。

施行期日は、公布の日からとしております。

最後に、資料14ページから16ページまで新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

議案第30号の詳細説明は以上でございます。

○議長（末次 明君）

引き続きお願いします。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

続きまして、議案第31号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、保育内容支援及び

代替保育に係る連携施設について見直しがありましたので、関連する所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案資料で説明させていただきます。

議案資料17ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の趣旨でございます。上位法である国の基準の一部改正に合わせて町条例の一部改正を行うものでございます。

次に、今回の改正に関連する条例第6条第1項の内容でございますが、家庭的保育事業者等は、ゼロ歳から2歳までの利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に実施され、3歳以上の児童に対しても必要な教育や保育が継続的に提供されるよう、保育内容支援や代替保育、卒園後の受皿確保について認定こども園、幼稚園、保育所等のいずれかの連携施設を確保しなければならないと規定しております。このことを踏まえ、主な改正内容でございます。

1つ目に、保育内容支援に係る連携施設の見直しでございます。そして2つ目に、代替保育に係る連携施設の見直しが行われました。内容は、先ほどの基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様でございます。

なお、今回の一部改正は国基準の一部改正に合わせて行うものですが、本町の小規模保育事業者は全て連携施設を既に設定しておりますので、一部改正に伴う影響はございません。

施行期日は、公布の日からとしております。

最後に、資料18ページと19ページに新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

次に、議案第32号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

それでは、議案第32号 基山町立小中学校指導者用端末の取得につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和7年5月15日指名競争入札について下記のとおり取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

物品の所在は基山町立小中学校、物品は、基山町立小中学校指導者用端末、取得価額は2,486万円、契約の相手は、株式会社学映システムでございます。

議案資料の20ページをお願いいたします。

基山町立小中学校指導者用端末購入仮契約書の写しでございます。

2,486万円で学映システムと仮契約を結び、令和7年9月30日までに基山町立小中学校へ備品の納入をいただくものでございます。

議案資料の21ページをお願いいたします。

入札成績表でございます。学映システムが税抜き価格で2,260万円で落札しております。

議案資料の22ページをお願いします。

備品の内訳書でございます。指導者用パソコン、マウス、キーボード、教室や職員室でシステムと接続するためのアダプター、作業効率を上げるためのディスプレイ、それぞれ135台を購入するものでございます。

追加資料の1ページから4ページには仕様書、5ページから8ページに端末及びディスプレイのカタログの写し、9ページに機器ごとの数量と価格の詳細をお示しさせていただいておりますので、後もってお目通しいただきますようお願いいたします。

議案第32号の説明は以上でございます。よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、議案第33号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議案第33号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ9,694万2,000円を増額し、予算総額を92億9,058万4,000円とするものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に4,425万2,000円の増額、18款 繰入金に

2,400万円の増額、20款。諸収入に1,212万3,000円の増額をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款。総務費に2,885万7,000円の増額、3款。民生費に5,062万5,000円の増額。

13ページをお願いいたします。

14款。予備費を15万4,000円減額いたしまして、調整を図らせていただいております。

それでは、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

12款。分担金及び負担金、1項。分担金、2目。土木費分担金、1節。土木管理費分担金に急傾斜地崩壊防止事業費分担金過年度分939万1,000円の追加をお願いしております。令和6年度に実施しました上原地区の急傾斜地崩壊防止対策事業の個人分担金の金額確定に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

14款。国庫支出金、2項。国庫補助金、8目。総務費国庫補助金、1節。総務費補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,331万7,000円の追加をお願いしております。交付額の内示によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

15款。県支出金、2項。県補助金、4目。農林水産業費県補助金、1節。農業費補助金に経営開始資金補助金150万円の増額をお願いしております。同じく農地利用効率化等支援交付金228万7,000円の追加をお願いしております。どちらも交付額の内示によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

3項。委託金、1目。総務費委託金、4節。統計調査費委託金に国勢調査委託金162万6,000円の増額をお願いしております。交付額の内示によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

17款。寄附金、1項。寄附金、2目1節。一般寄附金100万円の追加をお願いしております。1件、100万円の寄附申込みがあったものでございます。

8ページをお願いいたします。

18款。繰入金、1項。基金繰入金、2目1節。財政調整基金繰入金に2,400万円の増額を

お願いしております。

9ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、3項. 貸付金元利収入、9目1節. 地域公共交通活性化協議会貸付金元利収入の元金に1,207万円の追加をお願いしております。こちらは地域公共交通活性化協議会に対しまして、国からの補助金が支払われるまでの間、資金の貸付けを行います。その貸付金の元金返済を当協議会から受けるものでございます。

歳入につきましては以上になります。

続きまして、歳出でございます。

11ページ以降の歳出では、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、4月の人事異動による人件費の調整によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 財産管理費、10節. 需用費に修繕料609万6,000円の増額をお願いしております。こちらは庁舎、保健センター、町民会館へ水を給水しておりますポンプにつきまして、更新を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

6目. 企画費、18節. 負担金補助及び交付金では、さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金100万円の減額、その下の未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金100万円の追加をお願いしております。こちらは県外から基山町内に転入した世帯のうち、子育て世帯かつ地域の担い手となる対象世帯に対する新たな移住支援金が創設されたことに伴い、組替えを行うものでございます。

次に、地域公共交通活性化協議会負担金と20節の貸付金では、地域公共交通活性化協議会貸付金にそれぞれ353万6,000円、1,207万円の追加をお願いしております。予約型乗合タクシーの実証運行事業を実施する基山町地域公共交通活性化協議会に対しまして、負担金と貸付金を行うものでございます。

15目. 広報情報費、12節. 委託料、基幹系情報システム業務委託料321万2,000円の増額、13節の使用料及び賃借料、基幹系情報システムクラウドサービス使用料321万2,000円の減額をお願いしております。当初予算にて計上しておりました基幹系情報システムクラウドサービス使用料につきまして、国の補助対象事業とするため、委託料へ予算の組替えをお願いするものでございます。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、18節. 負担金補助及び交付金に定額減税補足給付金4,000万円の追加をお願いしております。令和6年度で実施しました定額減税補足給付金において、まだ定額減税し切れていない方を対象に不足額を給付するものでございます。

次に、27節. 繰出金に国民健康保険特別会計繰出金248万7,000円の減額をお願いしております。こちらは4月の人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

2目. 老人福祉費、19節. 扶助費、難聴者補聴器購入費助成費100万円の増額をお願いしております。申込件数の増加見込みによるものでございます。

飛びまして、22ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費、12節. 委託料に各種予防接種委託料484万9,000円の増額をお願いしております。こちらは新型コロナワクチンの定期接種の実施により医療機関へ接種事務の委託を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費に農業次世代人材投資事業費補助金、それから経営開始資金補助金にそれぞれ75万円、150万円の増額をお願いしております。こちらは令和6年度分の各補助金について、国、県からの指導により令和7年度に改めて支払いを行うこととなったため、予算計上をお願いするものでございます。同じく農地利用効率化支援補助金に228万7,000円の追加をお願いしております。こちらは農業の経営改善に必要な農業用機器等の導入に対する支援を行い、経営規模拡大の促進を図るものでございます。

飛びまして、27ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、10節. 需用費では、町道の維持補修に係る修繕料に254万8,000円の増額をお願いしております。

飛びまして、31ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、2目. 若基小学校管理費、14節. 工事請負費に若基小学校教室エアコン設置工事200万円の追加をお願いしております。こちらは令和8年度の若基小学校の生徒増見込みにより、教室へのエアコン設置を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費、10節. 需用費、修繕料に311万8,000円の増額をお願いしております。こちらは家庭科調理室の給水設備の更新と体育館の床の修繕を行うものでございます。

12節. 委託料では、基山中学校プールの解体工事に伴い、解体工事監督員支援業務委託料、実施設計・監理業務委託料、アスベスト含有分析調査業務委託料にそれぞれ195万8,000円、343万2,000円、115万8,000円の追加をお願いしております。

33ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、2目. 公民館費、18節. 負担金補助及び交付金に区公民館建設等に対する補助金168万円の増額をお願いしております。こちらは第1区と第14区の公民館の改修に係るものでございます。

飛びまして、36ページをお願いいたします。

最後に14款. 予備費でございます。今回15万4,000円の減額をいたしまして、調整を図らせていただいております。

以上で令和7年度基山町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

ここで11時5分まで10分間休憩をいたします。

～午前10時54分 休憩～

～午前11時05分 再開～

○議長（末次 明君）

それでは、休憩中の会議を再開します。

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

令和6年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和7年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

本年第1回定例会におきまして、繰越明許費の設定をお願いしておりました9事業、総額1億4,806万9,000円の繰越しを行っており、事業ごとに繰越額とその財源内訳を記載させていただいております。

なお、議案資料の29ページに事業ごとの進捗状況を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

次に、報告第3号及び第4号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

それでは、報告第3号 基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

令和6年度基山町下水道事業会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和7年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を報告いたします。

23ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

1、事業名、社会資本整備総合交付金事業を1億200万円、財源と合わせて繰越しを行っております。

続けて、報告第4号 基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

令和6年度基山町下水道事業会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を令和7年度に逓次繰越しをしておりますので、繰越計算書を報告いたします。

25ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書でございます。

1、事業名、基山汚水ポンプ場建設事業、継続費の総額27億600万円、令和6年度継続費予算現額9億100万円中、3億7,300万円を逓次繰越しを行います。

以上報告とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

次に、報告第5号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

報告第5号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、報告第5号資料により御説明させていただきます。

報告内容につきましては要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

まず、1ページ、2ページをお願いいたします。

理事長の選出を議題といたしまして、理事の互選で熊本副町長が理事長、坂口雅義氏が副理事長に選出されましたことを御報告いたします。

次に、基山町土地開発公社の事業報告になります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

令和6年度においては、用地の買収及び売却はございませんでした。

理事会の開催状況及び庶務に関する事項につきましては5ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しください。

次に、令和6年度基山町土地開発公社の決算についてでございます。

9ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算額の合計は9,479円で、これは事業外収益の受取利息と雑収益でございます。

支出の部におきましては、決算額の合計が7万9,100円となっており、これは販売費及び一般管理費でございます。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。

次に、11ページでございます。令和6年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費が7万9,100円、4の事業外収益は、受取利息2万2,598円、雑収益10円となっております。

1の事業収益と4の事業外収益を足した額から2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は5万6,492円となります。

次に、12ページは令和6年度貸借対照表でございます。

資産の部について、流動資産として、預金、未収利息の計4,235万3,536円、固定資産として、器具備品と減価償却累計額の計が2円となっており、資産の合計は4,235万3,538円となっております。

次に13ページ、負債の部はございません。

次に、14ページでございます。

資本の部は、基本金150万円と、準備金4,085万3,538円を合わせた資本合計が4,235万3,538円となり、負債資本合計が4,235万3,538円となっております。

次に、15ページでございます。

令和6年度キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは事業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの結果として、現金及び現金同等物の増加額及び減少額を計算し、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

事業活動によるキャッシュ・フローは5万6,492円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和6年度の現金及び現金同等物について5万6,492円の減少となっており、令和7年3月31日現在の現金及び現金同等物期末残高は4,235万3,536円となっております。

次に、16ページでございます。

これは令和7年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、1、流動資産につきましては、普通預金83万8,632円、定期預金4,150万円、未収利息1万4,904円で、計4,235万3,536円でございます。

次に、2、固定資産の計が2円でございますので、資産合計は4,235万3,538円となっております。

次に、3、流動負債、4、固定負債はゼロ円となっており、5、基本金が150万円でありますので、6、差引純財産は4,085万3,538円となっております。

なお、17ページ以降は決算関係資料でございますので、後ほど御覧いただければと思いま

す。

次に、25ページでございます。

令和6年度監査報告書でございますが、令和7年5月7日、当役場会議室におきまして、令和6年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査が実施され、監事より監査報告書を頂いております。

以上をもちまして基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（末次 明君）

本日の会議は以上をもちまして散会します。

～午前11時16分 散会～